

### ①学長の権限

- 学校教育法において、学長は、
  - ・校務に関する最終的な判断を行う権限を有するとともに、
  - ・所属する教職員に対して指揮命令を行うことができる。
- したがって、仮に、学部教授会や教職員が反対する場合であっても、法律上は、すでに学長の判断が優先する仕組みとされている。

(学校教育法第92条)

3 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

### ②学長の選考方法

- 国立・公立大学法人について、学長選考会議が学長を選考するとしている以外、法律上の規定はない。私立大学については一切規定はない。

(国立大学法人法12条)

- 1 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- 2 前項の申出は・・・「学長選考会議」の選考により行うものとする。

- イギリス、フランス、ドイツでは学長は教員の選挙により決定。アメリカでは理事会が外部人材会社等を利用して任命。
- 実際行われている学長の選考方法は、概ね下記の3類型。[※国公立大学が対象、文部科学省調べ]  
 選考会議で決定等(56%) 教員による投票結果にしたがって決定(24%) 教員による投票結果を参考に決定(22%)

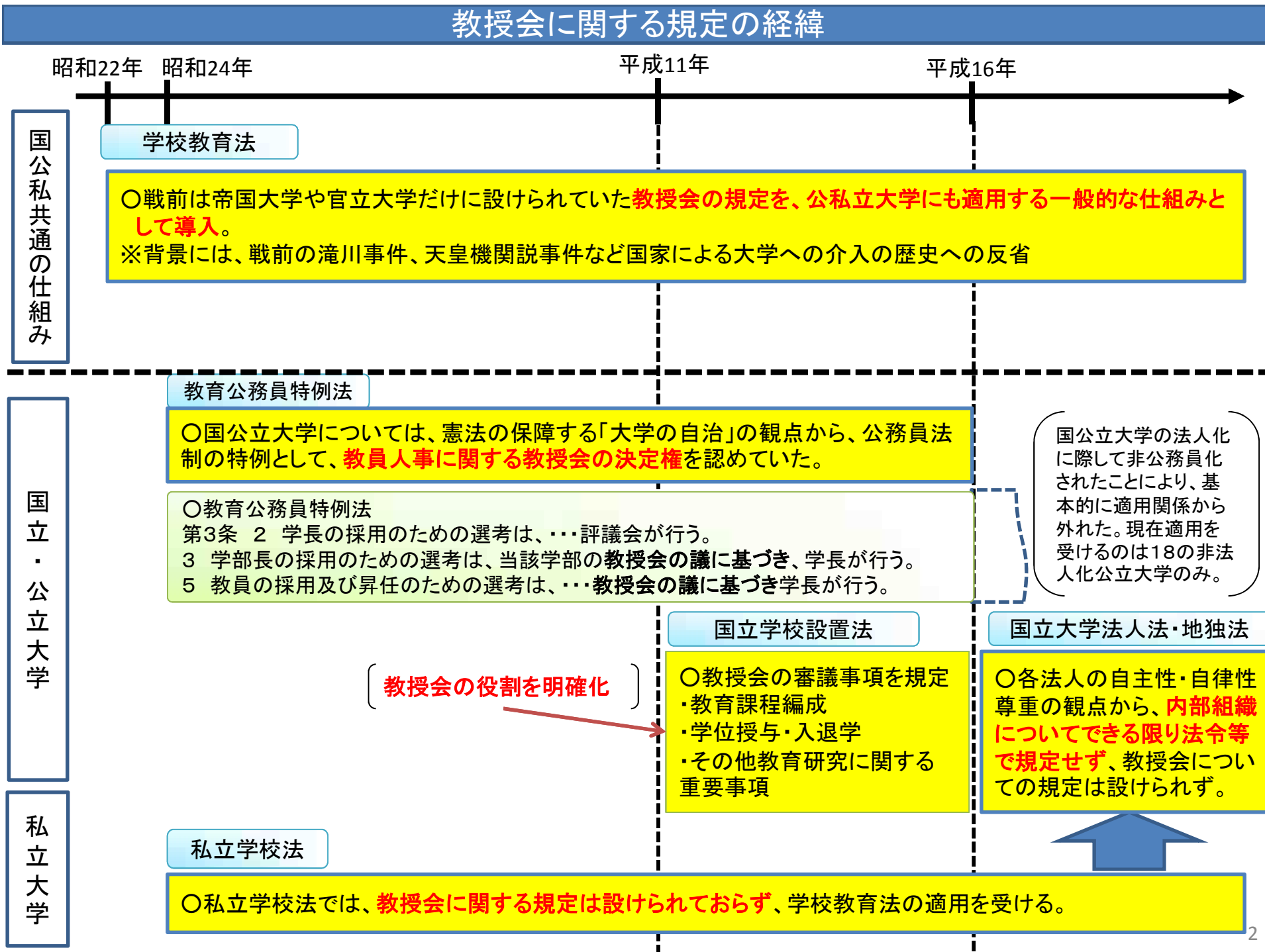
### ③教授会

- 学校教育法において、教授会は審議機関として位置づけられており、法律上、議決権は与えられていない。したがって、学長が教授会の判断に拘束されるものではない。
- 教授会の審議事項は、「重要な事項」とされているが、何が「重要な事項」に該当するかについては、基本的に各大学の判断に委ねられている。そのため、教授会の審議事項は多岐にわたる場合もある。

(学校教育法第93条)

- 1 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

# 教授会に関する規定の経緯



## 現在指摘されている課題と法人化以前の制度

	指摘されている課題	国公立大学の法人化以前の制度
①学長	学長の権限が弱く、特に人事や予算に関する権限を付与すべきではないか。	教員組織である評議会や学部教授会が、学長や学部長の選考、教員人事(採用・昇任、勤務評定)に関して決定権を有しており、 <b>学長の権限は相対的に弱かった。</b>
②学長の選考方式	学長選考会議が選考する際に、教員の移行投票の結果を考慮するなど、教員による投票結果の影響が大きいのではないか。そのような選考では、学長としての適任者を選ぶことは困難ではないか。	教員組織である評議会(単科大学においては教授会)が <b>学長の選考について決定権</b> を有していた。
③教授会	教授会は「審議機関」ではなく、「議決機関」として機能しているのではないか。	学部教授会は、学部長選考や教員人事、勤務評定について、法令上決定権を認められており、 <b>議決機関</b> として機能していた。



各大学の内部規則の現状を確認することが必要

(参考)

○教育公務員特例法

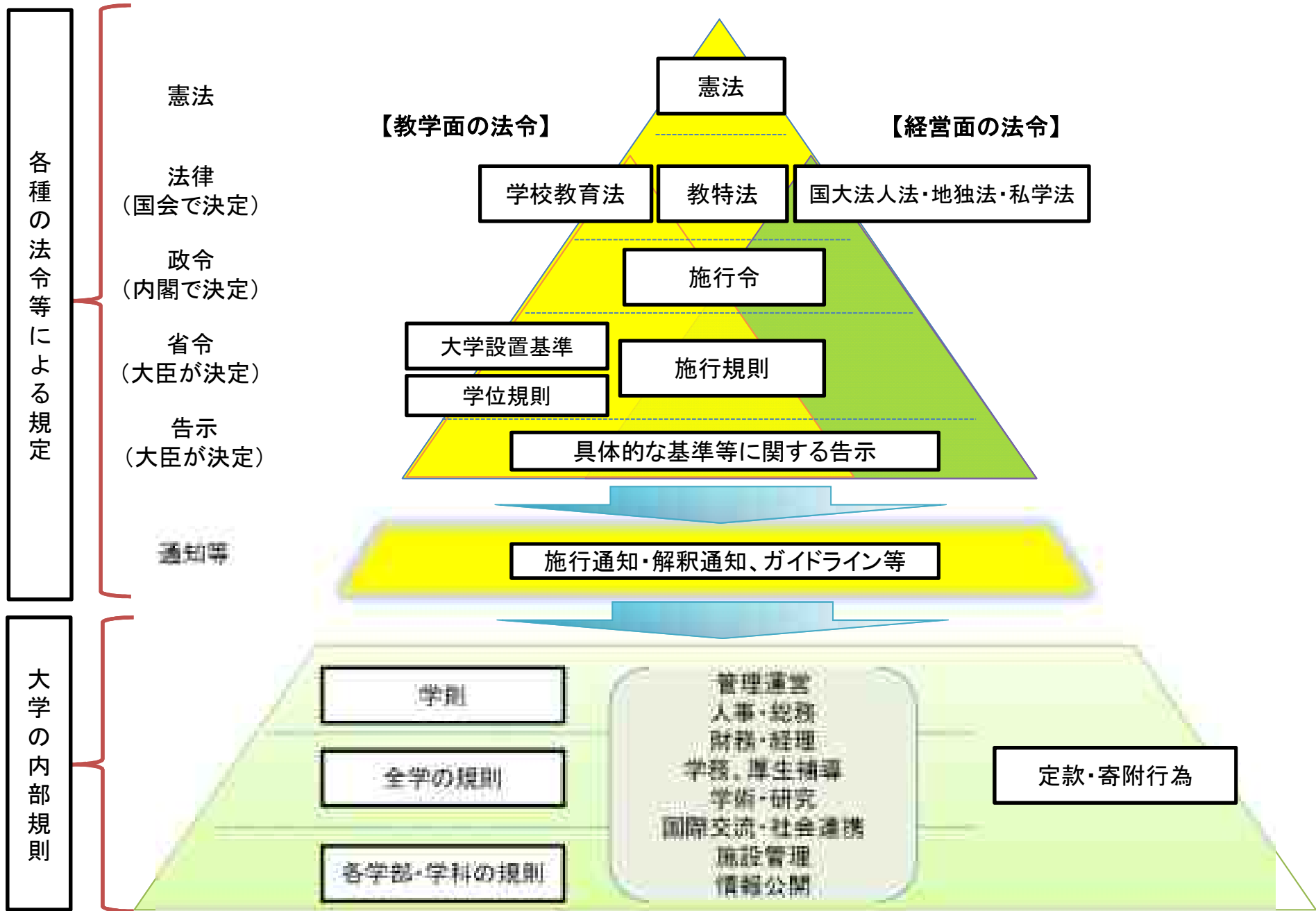
第3条 2 学長の採用のための選考は、…評議会(評議会を置かない大学にあつては教授会)が行う。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、…教授会の議に基づき学長が行う。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。

# 法令と学内規程の関係



## 学内規程の状況①(学長選考に関する規程)

○ 学長選考方法については、学内規程において、教員による投票結果を尊重するケースから、そもそも投票を行わないケースまで様々である。

### ○教員による投票結果を尊重して選考を行うケース

(総長候補者の選考)

第16条 総長選考会議は、…**意向投票の結果を尊重して総長候補者を選考し**、総長又は総長代理に報告する。

2 総長又は総長代理は、前項の報告があったときは、速やかに、次期総長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。

(解任の申出)

第2条 総長選考会議は、総長が次の各号のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に総長の解任を申し出ることができる。

(略)

(解任の是非の決定)

第5条 総長選考会議は、**意向投票の結果を尊重して、総長の解任の是非を決定**する。

### ○意向投票を行わずに選考を行うケース

(総長候補者の推薦)

第5条 …総長候補者の選考が開始されたときには、選考会議は、総長候補者を選考するため、**経営協議会及び教育研究評議会に対して総長候補者の推薦を求める**。

2 前項の推薦の求めに基づき、経営協議会及び教育研究評議会は、各5人以内の総長候補者を順位を付さずに選考会議に対して推薦する。

3 前項に定めるもののほか、選考会議は…**専任の教授又は准教授30人以上の連名により書面で推薦された者**を、前項に基づく総長候補者に加えて、総長候補者とすることができる。

(選考の方法)

第6条 **選考会議は**、前条に基づき推薦された総長候補者を基礎として、**最終の総長候補者1人を決定**する。

(解任申出の理由)

第7条 **選考会議は**、次の各号の一に該当する場合には、**文部科学大臣に対して総長解任の申出を行うことができる**。(略)

## 学内規程の状況②(学部長の選考に関する規程)

○ 学部長の選考について、学内規程において、教授会に委ねているケースから、学長が複数の候補者から指名できるケースまで様々である。

### ○学部長の選考を教授会に委ねているケース

(部局長候補者の選考)

第5条 学部長・・・研究科長候補者の**選考は、当該学部等教授会において行う。**

(申出)

第6条 学部等教授会は、当該部局長候補者1名を決定したときは、**学長に申し出るものとする。**

(選考及び任命)

第7条 学長は、**前条の申出に基づき**、教育研究評議会の議を経て、部局長を選考し任命する。

### ○学長が複数の候補者の中から学部長を指名することができるケース

(候補者の推薦等)

第6条 学長は、部局長の選考に当たり、・・・**教授会に候補者の推薦を求めるものとする。**

2 **前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認めるときは、部局長を指名することができる。**この場合において、学長は、指名しようとする候補者について、前項各号に掲げる教授会に意見を求めるものとする。

(候補適任者の選出及び所信表明並びに候補者の決定)

第7条 教授会は、候補者の推薦を求められたときは、教授会の定めるところにより、**あらかじめ複数の候補適任者を選出するものとする。**

4 ...教授会は、複数の候補者を学長に推薦できるものとする。

## 学内規程の状況③(教員の人事に関する規程)

○ 教員人事について、学内規程において、教授会に全面的に委任しているケースや、学長や学部長の役割・関与の仕方を決めているケースまで様々である。

### ○教員人事に関する権限を、基本的に教授会等に委任しているケース

(選考手続)

第4条 教員の採用及び昇任のための選考は、教員選考基準等に基づき、**教授会又は運営委員会等で行う**。この場合において、**部局等の長は選考に関し、**…大学教員人事の基本方針を踏まえ、**教授会等に対して意見を述べる**ことができる。

2 部局等の長は、教授会等において教員が選考されたときは、速やかに、総長に申請しなければならない。

### ○教員選考について学長や学部長の役割を明確に規定しているケース

#### 2 教員選考の方法について

- (3) 選考委員会の任務の重要性に鑑み、委員の選出に当たっては、委員が特定の分野に偏ったりすることなどのないよう委員の選出は教授会が責任を持って行うようにする。なお、委員の数は最低5人とする。
- (4) 教授会で候補者の最終選考を行う前に、複数…の候補者の面接及び公開講演会を行うことを原則とする。ただし、プライバシーの保護等で講演会を公開できない場合は、それに代わる適当な措置をとるものとする。

#### 3 教員選考における学長の役割について

- (1) **学長は、候補者の選考が行われる組織の長に選考方針、選考理由、選考結果等について、説明を求めることができる。**
- (2) **学長は、教員の選考に関して必要と認めた場合は、教育研究評議会に審議を求めることができる。**

#### 4 教員選考における学部等の長の役割について

各学部等の長は、教員選考を発議し、教員選考が基本構想及び学部・学科等の理念・目標・将来構想及びこの基本方針に沿って行われるように、**教授会に勧告することができる。**

## 学内規程の状況④(間接経費に関する規程)

- 間接経費の配分についても、全学共通経費と各学部の配分割合について、各大学がそれぞれ決めている。

### ○間接経費の全学共通経費割合を5割としている例

(経費配分)

第4条 間接経費は、学部等管理間接経費と全学共通管理経費とに分けて配分するものとする。

2 ……配分は、次のとおりとする。

- (1) ……間接経費は、当該受託研究を担当する**研究者の属する学部等に学部等管理間接経費として100分の50、全学共通管理経費として100分の50を事務局**に配分する。

### ○間接経費の全学共通経費割合を6割としている例

(間接経費の配分割合)

第3条 **間接経費の100分の60に相当する額は、学長の裁量により、全学の共通的な経費として執行**するものとし、100分の40に相当する額は、当該間接経費に係る外部資金を獲得した研究者が所属する部局の長に配分する。

### ○間接経費の全学共通経費割合を7割としている例

**間接経費の30%を「間接経費を獲得した部門{獲得箇所+研究者}」へ配分**する。間接経費を獲得した部門に配分された30%の配分方針については、各箇所毎に決定する。